

国立大学法人大分大学職員懲戒等規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第63条第2項及び第65条第2項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に所属する職員の懲戒並びに訓告及び厳重注意（以下「懲戒等」という。）に関し必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 法人に所属する職員の懲戒等に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号)、国立大学法人法（平成15年法律第112号）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(顛末の報告)

第3条 課長、室長及び事務長は、所属職員及び事務を所掌する組織の職員に関し、懲戒等に該当すると認められる事案が発生したときは、直ちに事実を調査し、当該事案に関する顛末を学長に速やかに報告しなければならない。

2 前項の顛末の報告は、次の事項について行うこととする。

- (1) 当事者の所属、職名、氏名及び職務の級
- (2) 事実の概要
- (3) 事実の詳細（発覚の端緒、発覚後の措置、平素の管理運営状況等）

(懲戒の区分)

第4条 懲戒の区分は、戒告、減給、停職及び懲戒解雇とする。

(懲戒の審査)

第5条 学長は、職員の懲戒処分を行う場合は、国立大学法人大分大学懲戒審査委員会（以下「懲戒審査委員会」という。）の審査の結果を参酌し、行うものとする。

2 前項の審査に当たり、必要があると認める場合は、懲戒審査委員会に調査委員会を設置して調査することができる。

3 イコール・パートナーシップに係る事案については、国立大学法人大分大学ハラスメント防止委員会の報告に基づいて審査するものとする。

4 第1項に規定する審査に当たっては、当該職員へ陳述の機会を与えなければならない。

(懲戒等の基準)

第6条 学長は、処分量定を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意して、総合的に判断して決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合の程度
- (3) 非違行為を行なった職員の職責及び職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無

2 附属学校教員が幼児、児童及び生徒に対してわいせつ行為を行った場合は懲戒解雇と

する。

(懲戒処分書等の交付)

第7条 学長は、懲戒処分を決定したとき、別紙第1及び別紙第2の懲戒処分書及び処分説明書（以下「処分書等」という。）を交付して行うものとする。

2 懲戒は、処分書等を交付したときにその効力を発生する。

(訓告等)

第8条 学長又は部局の長は、訓告又は嚴重注意を行うときは、原則として文書により行うものとするが、口頭により行うこともできるものとする。

(不服の申立)

第9条 懲戒の処分を受けた職員は、処分書等を受領した日の翌日から起算して60日以内に学長に対して不服申立てをすることができる。ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができない。

2 前項の不服申立てがあった場合、学長は、懲戒審査委員会に再審査を付議することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法附則第4条の規定により、法人職員となった者がこの規程の施行日前に就業規則第63条第1項に規定する懲戒事由に該当する非違行為を行ったことが明らかになった場合には、この規程により懲戒処分を決定する。

3 この規程施行の際、国家公務員として受けている懲戒処分については、なお、従前の例による。

附 則（平成27年規程第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第14号）

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年規程第95号）

この規程は、令和4年10月25日から施行する。

別紙第1（第7条関係）

懲戒処分書

(氏名)	(現職名)
(処分の内容)	
(発令日付) 年 月 日	(交付日付) 年 月 日
国立大学法人大分大学長	

